

| | | |
|-------------|---|--|
| 会議の名称 | 産業建設委員会 協 議 会 | 開催月日・令和6年3月21日 開会時間・午前・午後12時02分 閉会時間・午前・午後12時15分 |
| 出席者 | 山田 紘治 野口 佳宏 河崎 周平 原 一郎 堀 隆和 豊島 保夫 | |
| 欠席者 | | |
| オブザーバー | 議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子 | |
| 傍聴者 | 後藤 徹 花村 隆 | |
| 説明のために出席した者 | 石黒副市長 吉村市長室長 藤井建設部長 山田上下水道部長 上坂土木監理課長 近藤土木監理課課長補佐 渡邊都市計画課 長 高島都市計画課長補佐 澁谷経営課長 前田経営課主幹 中島工務課長 鈴木工務課主幹 箕浦浄化センター所長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任 | |
| 協議事項 | 1. 付託案件の審査 議第15号 羽島市特別会計条例の一部を改正する条例について 議第26号 羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業施行条 例を廃止する条例について 議第27号 羽島市都市公園条例の一部を改正する条例について 議第30号 羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部 を改正する条例について 議第34号 市道路線の変更について 議第35号 市道路線の認定について | |

【開会=午前 12 時 2 分】

山田委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました案件については、タブレット端末に格納したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いします。委員におかれましては極力、一問一答で質疑をお願いします。また、執行部におかれましては発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言いただいで構いません。

最初に「議第 15 号 羽島市特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。

(発言なし)

山田委員長

質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。

(討論なし)

山田委員長

討論を終わります。
採決を行います。議第 15 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

山田委員長

ご異議なしと認め、議第 15 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に議第 26 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。

(発言なし)

山田委員長

質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。

(討論なし)

| | |
|--------|--|
| 山田委員長 | <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 26 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>ご異議なしと認め、議第 26 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 27 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> |
| 原委員 | <p>議案書 160 ページになります。議第 27 号 羽島市都市公園条例の一部を改正する条例についてからお伺いいたします。都市公園を占用した場合に使用料が発生する対象はどこの公園なのかお聞かせください。</p> |
| 都市計画課長 | <p>今回の条例改正において、使用料が発生する対象となるのは羽島市が管理する全ての都市公園としておりますが、公益上その他特別の理由があると認められる場合は、使用料を減額または免除としております。また、この条例改正に合わせて、改正を予定している施行規則において、使用料を徴収しない占用物件を別に定めております。</p> |
| 山田委員長 | <p>そのほかございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 27 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>ご異議なしと認め、議第 27 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 30 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> |

| | |
|-------|---|
| 原委員 | <p>議案書 172 ページになります。議第 30 号 羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてからお伺いいたします。今回の条例改正案は、国の法律の改正に基づくものでありますが、議案書 173 ページの改正前後を示しております水道技術管理者の資格が厚生労働省の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習を修了した者から国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に改正された経緯についてお聞かせください。また、市職員で水道技術管理者の資格保有者の人数もあわせてお聞かせください。</p> |
| 工務課長 | <p>経緯についてお答えします。厚生労働省の感染症対応能力強化に向けた組織の見直しの一環として、水道整備・管理行政を施設整備や下水道運営等の知見を有する国土交通省が一元的に所管することで技術向上を図ります。また、専門的な能力・知見に基づき、環境省が水質基準の策定を担うことにより、水道の安全・安心をより高めるものです。また、本市職員で水道技術管理者の資格所有者は 12 人でございます。</p> |
| 山田委員長 | <p>そのほかございませんか。</p> |
| | <p>(発言なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> |
| | <p>(討論なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 30 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>ご異議なしと認め、議第 30 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 34 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のあるかたはご発言を願います。</p> |
| | <p>(発言なし)</p> |

| | |
|--------|---|
| 山田委員長 | <p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>採決を行います。議第 34 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>ご異議なしと認め、議第 34 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 35 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p> |
| 豊島委員 | <p>議第 35 号 市道路線の認定についての中で、路線番号 01-3-360 の間島 1 丁目 10 号線についてお伺いいたします。こちらは議案の 200 ページにもありますように、新たな分譲住宅の中での市道に認定するということですが、ここを拝見しますと 10 棟の住宅の予定で、既に 1 棟は建築中というか完成間近で、真ん中に道路が入っており、行き止まりです。これまでも市道に分譲住宅が認定の議案は過去にも出ておりましたが、この基準、どういうものだったら市の方に寄附は当然されるんですけど、認定をされるか、その点だけお伺いします。</p> |
| 土木監理課長 | <p>私有道路の帰属または寄附を受け入れる場合における道路の構造基準につきましては、私有道路の市道編入取扱要綱に基づき審査しております。主な条件としましては、道路幅員が 4 m 以上あること。幅員が 5 m 未満の場合は転回広場が設けられていること。厚さ 50mm 以上のアスファルト舗装がされていること。道路側溝が両側に設けられていることなどのほか、道路構造令及び岐阜県道路設計要領に従った道路であることとしております。</p> |
| 山田委員長 | <p>そのほかいいですか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 山田委員長 | <p>質疑を終わります。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>山田委員長</p> | <p>続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 35 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>山田委員長</p> | <p>ご異議なしと認め、議第 35 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了をいたしました。これをもちまして産業建設委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。関係者の以外のかたはご退出いただいて結構です。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午前 12 時 13 分】</p> <p style="text-align: right;">【協議会開始＝午前 12 時 14 分】</p> |
| <p>山田委員長</p> | <p>続いて協議会を開催します。当委員会として、市民との意見交換会を行った結果について、お手元にお配りしております。委員長において議長に報告したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>山田委員長</p> | <p>それでは、そのように報告をいたします。以上で産業建設委員会協議会を終了します。本日はご苦勞様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【協議会終了＝午前 12 時 15 分】</p> |